

【分類9-1】 財政調整・退職手当基金について

1 財政調整基金について

(1) 調整内容

広域化後の財政調整基金の取扱いについて協議するもの。

※財政調整基金とは、年度によって生じる財源の不均衡を調整する目的で積み立てるものであり、事故や災害などで財源不足が生じた年度の財源として活用される。

(2) 協議に当たっての考え方

現在、弘前地区環境整備事務組合（以下「弘環組合」という。）及び黒石地区清掃施設組合（以下「黒清組合」という。）では、構成市町村の負担金軽減や平準化のための財源として、また、事故や災害により施設の故障等が発生した場合に処理を迅速に再開するための緊急的経費の財源として財政調整基金を設置している。

広域化後は施設の集約による費用の削減効果が見込まれる一方で、集約した二つのごみ処理施設の役割や重要性が大きくなるため、事故や災害による施設の故障等に対する迅速な対応がこれまで以上に求められることになる。

このような状況を踏まえ、広域化後も引き続き財政調整基金を設置し、構成市町村の負担金軽減と平準化を図るとともに、事故や災害などの不測の事態に備えることとしたい。

(3) 広域化後の取扱いについて

これまでの協議において、弘環組合の組合運営が広域化後も引き継がれることが決定していることから、現行の弘環組合の例により以下のとおり調整したい。

①積立額

会計年度で生じた剰余金の2分の1を下らない金額を可能な範囲で積み立てる。

②主な使途

- i 経済事情の変動等による財源不足に充てる財源（処分手数料の著しい減少など）
- ii 災害により生じた経費に充てる財源
- iii 緊急的に実施する施設の整備事業経費に充てる財源（事故による故障対応など）
- iv 財産の取得等に充てる財源（施設の建設や解体など）
- v 組合債の繰上償還に充てる財源

③広域化時の積立て

広域化時は8市町村での積立がないことから、広域化後の施設の事故や災害により生じた経費に充てる財源として、令和8年度対応分として2億円、令和9年度対応分として1億円、合計3億円を第5回協議会で決定した「ごみ処理費及び施設維持管理費」の負担割合に応じて8市町村が持ち寄り、積み立てる。なお、積立方法及び時期については、広域化時まで協議の上、決定する。

④積立残高の調整

会計年度で生じた剰余金による積立金は、事故や災害により生じた経費に充てる財源を確保した上で、構成市町村の負担金軽減や平準化に活用するなど、積立残高が過剰にならないよう調整を行う。

(5) 調整方針案

現行の弘前地区環境整備事務組合の取扱いを引き継ぐ。

なお、広域化時の基金として、3億円を8市町村が負担割合に応じて持ち寄り、積み立てるものとし、積立方法及び時期については広域化時までに協議の上、決定する。

また、会計年度で生じる剰余金による積立金は、事故や災害により生じた経費に充てる財源を確保した上で、構成市町村の負担金軽減や平準化に活用するなど、積立残高が過剰にならないよう調整する。

(6) その他

現在の両組合の積立金は、令和元年6月28日に各組合で締結した「ごみ処理広域化に関する基本合意書」で「広域化・集約化の協議に伴う財産処分及び職員の取扱いについては、別途構成市町村で協議する」ことが決定しているため、広域化時までに各組合で整理する。

< 参 考 >

>弘前地区環境整備事務組合財政調整基金条例

(設置)

第1条 弘前地区環境整備事務組合会計の財政調整のため弘前地区環境整備事務組合財政調整基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 会計年度において生じた剰余金のうち2分の1を下らない金額を、剰余金を生じた年度の翌々年度までに基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 管理者は、次の各号の一に該当する場合に限り、第1条に定める目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

(1) 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。

(3) 緊急に実施することが必要となった施設の整備事業の経費、その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

(4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

(5) 償還期間を繰り上げて行なう組合債の償還の財源に充てるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

2 退職手当基金について

(1) 調整内容

広域化後の退職手当基金の取扱いについて協議するもの。

※退職手当基金とは、職員に支払う退職手当の財源に不足が生じた場合の備えとして積み立てるもの。

(2) 広域化後の退職手当

令和3年8月30日に開催した第5回協議会において、協議項目「組織及び職員配置」が協議され、「現行の弘前地区環境整備事務組合の組織体制及び人員配置を引き継ぎ、職員は地方自治法第252条の17の規定に基づく構成市町村からの派遣とする」方針が決定している。

地方自治法第252条の17の規定では、原則、職員を派遣した地方公共団体が退職手当を負担することとしており、派遣期間が長期間にわたるなどの特別な事情がある場合は、派遣を求める地方公共団体が負担することができるとしている。

職員を派遣した市町村が広域化後の退職手当を負担するのか、職員の派遣を求める組合が負担するのかについては、今後の協議により調整される各市町村からの派遣人数や派遣年数などを踏まえ、協議項目「諸手当」で協議することとしている。

なお、8市町村のうち弘前市のみ退職手当条例に基づいて、職員が退職する際に直接退職手当を支払っており、その他の7市町村は青森県市町村職員退職手当組合（以下「退手組合」という。）に加入し、毎月負担金を拠出することによって、職員が退職する際に退手組合が退職手当を支払っている。

>地方自治法 第252条の17（抜粋）

（職員の派遣）

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は、法律に特別の定めがあるものを除くほか、当該普通地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときは、他の普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員に対し、当該普通地方公共団体の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分をあわせ有することとなるものとし、その給料、手当（退職手当を除く。）及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とし、**退職手当及び退職年金又は退職一時金は、当該職員の派遣をした普通地方公共団体の負担とする**。ただし、当該派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体及びその求めに応じて当該職員の派遣をしようとする普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員の協議により、当該派遣の趣旨に照らして必要な範囲内において、当該職員の派遣を求める普通地方公共団体が当該職員の退職手当の全部又は一部を負担することができる。

(3) 現状の弘環組合の取扱い

現在配置されている全ての職員が地方自治法第252条の17の規定に基づく弘前市からの派遣となっており、職員を派遣する弘前市が退職手当を負担することが原則であるが、派遣期間が長期間にわたることや派遣職員が全ての市町村の業務を行っていることなどから、組合在籍期間分の退職手当相当額を弘前市に支払っている。

なお、弘前市への支払いに充てる財源に不足が生じた場合の備えとして、退職手当基

金を設置（昭和 42 年度）しているが、近年の業務委託の拡大による組合職員数の減少に伴い、退職者（退職手当）が減少していることから、基金の必要性が低下し、現在は会計年度予算のみでの対応が可能な状況となっている。

➤弘前地区環境整備事務組合退職手当基金条例

（設置）

第 1 条 職員の退職手当の財源に充てるため、弘前地区環境整備事務組合退職手当基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第 2 条 毎年度基金として積立てる額は、当該年度の最初の月における職員の基本給月額及び扶養手当月額の 100 分の 60 以上の額とする。

（管理）

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第 4 条 基金の運用から生じる収益は、歳入歳出予算に計上して基金に繰入れるものとする。

（繰替運用）

第 5 条 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第 6 条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

（４）広域化後の取扱いについて

職員を派遣した市町村が広域化後の退職手当を負担するのか、職員の派遣を求める組合が負担するのかについては、今後の協議により調整することとなるが、それぞれのケースにおける広域化後の退職手当基金の取扱いを以下のとおり整理する。

①職員を派遣した市町村が退職手当を負担する場合

組合による負担が発生しない ⇒ 退職手当基金を設置する必要なし

②職員の派遣を求める組合が退職手当を負担する場合

i 弘前市以外の 7 市町村

組合在籍期間中は組合が退手組合に毎月負担金を支払うことが想定され、一時的な多額の負担は発生しない ⇒ 退職手当基金を設置する必要なし

ii 弘前市

組合在籍期間分の退職手当を負担することになるが、退職手当が減少しているため会計年度予算での対応が可能 ⇒ 退職手当基金を設置する必要性は低い

（５）調整方針案

「（４）広域化後の取扱いについて」を踏まえ、以下のとおり調整したい。

広域化後は退職手当基金を設置しない。